

公益財団法人たんしん地域振興基金

助成要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人たんしん地域振興基金（以下、「この法人」という）は、但馬地域において、コミュニティ活動や産業活性化の活動を行う団体の事業活動に要する経費の一部に助成金を交付するものとし、その助成金の交付方法などについては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象活動)

第2条 助成の対象とする事業活動は、営利を目的としたものでない、次に掲げるものとする。

(1) コミュニティ活動

- ①文化芸術の振興に関する事業
- ②スポーツの振興に関する事業
- ③社会福祉の向上に関する事業
- ④自然環境保護に関する事業
- ⑤地域の振興、活性化に関する事業
- ⑥コミュニティにおける教育の普及に関する事業

(2) 産業活性化の活動

- ①産業技術の研究開発等に関する事業
- ②商業・観光業振興に関する事業
- ③異業種交流に関する事業
- ④産業活性化に繋がる教育の普及に関する事業
- ⑤人材育成に関する事業（中小企業大学校講座受講助成事業）

2 ただし、前項（2）の⑤に関する助成要綱については、別に定める。

(助成金の額)

第3条 助成金額は、事業活動の企画実施に要する経費（入場料金等事業収入がある場合は、その額を控除した額）以内の額で、100万円を限度とする。

ただし、第5条に基づき理事会が特に必要と認めたときには、限度を超えて助成できるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 申請者は、申請書（別紙1号様式）に関係書類を添えて、この法人の事務局を経由し、理事長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定に基づき申請のあったものについて、理事会に諮りその審議の結果を受けて、助成金の交付の諾否を決定し、助成金交付決定通知書（別紙2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成活動の内容変更)

第6条 申請者は、申請後において助成事業活動の内容の変更をしようとする場合には、あ

らかじめ事業活動の変更承認申請書（別紙3号様式）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

（助成活動の中止）

第7条 申請者は、申請後において助成事業活動内容を中止する場合は、取り下げ申請書（別紙4号様式）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

（助成活動の実績報告）

第8条 申請者は、助成事業活動が終了後、理事長にその結果を記載した実績報告書（別紙5号様式）に必要な書類等を添えて、報告しなければならない。

（助成金の請求）

第9条 助成金の交付は、原則として清算払いとする。この場合において、申請者は実績報告書の提出をあわせて、助成金の交付請求書（別紙6号様式）を提出するものとする。

ただし、理事長が必要と認めたときは、前金払又は起算払いができるものとする。この場合、助成金交付請求書に理由書を添付して提出するものとする。

（委 任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用についての必要な事項は理事長が定める。

（改 廃）

第11条 この要綱の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月3日より実施する。

平成23年6月24日 改定。（平成23年6月21日の評議員会諮問、平成23年6月24日の理事会議決）

ただし、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。